

平成26年9月10日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
平成25年(行コ)第26号不当労働行為救済命令一部取消請求控訴事件
(原審・広島地方裁判所平成24年(行ウ)第20号)

口頭弁論終結日 平成26年6月4日

判決

控訴人兼被控訴人 有限会社平成タクシー
(以下「1審原告」という。)

控訴人兼被控訴人 広島県
同代表者兼処分行政庁 広島県労働委員会
(以下「1審被告」という。)

1審被告補助参加人 スクラムユニオン・ひろしま

主文

- 1 (1) 1審被告の控訴に基づき,原判決主文1項ないし5項を取り消す。
- (2) 上記取消部分にかかる1審原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 1審原告の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用(補助参加により生じた費用を含む。)は,第1,2審を通じ1審原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 1審原告

- (1) 原判決主文6項中,処分行政庁が広労委平成23年(不)第1号事件について平成24年4月3日付けでした命令(以下「本件救済命令」という。)の主文3項の取消請求を棄却した部分を取り消す。
- (2) 本件救済命令主文3項のうち,前項にかかる部分を取り消す。

2 1審被告

- (1) 原判決主文1項ないし5項を取り消す。
- (2) 上記取消部分にかかる1審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 本件は,処分行政庁が1審原告の不当労働行為に対する救済命令(本件救済命令)を発したところ,1審原告が,1審被告に対し,同救済命令の認容部分の取消しを求めた事案である。
- (2) 原審は,1審原告の訴えの一部を却下し,その請求の一部を認容し,一部を棄却した。これに対し,1審原告は,原審が本件救済命令主文3項の取消請求を棄却した部分についてその認容を求めて控訴を提起し,1審被告は,原審が訴えを却下した部分及び取消請求を認容した部分をいずれも棄却することを求めて控訴を提起した。

2 事案の経過

- (1) タクシー運送事業を営む1審原告の従業員であるA1, A2, A3, A4, A5, A6, A7(以下「従業員7名」といい,従業員の名は姓のみをもつ

て表示する。)が加入する労働組合である1審被告補助参加人は、処分行政庁に対し、1審原告に下記の不当労働行為があると主張して救済を申し立てた(広労委平成23年(不)第1号事件)。

記

- ア 平成22年11月4日、従業員7名に対し、ビラ配布行為を理由に行った乗務停止処分及び無線配車停止処分(以下「本件懲戒処分」という。)
 - イ 1審原告の統括管理部長が、同年12月3日に1審原告の従業員(1審被告補助参加人の分会の組合員)と話し合いを行った(以下「本件話し合い」という。)際に行った不当労働行為の救済申立て等を取り下げるよう求める旨などを記載した文書(以下「本件文書」という。)の提示
 - ウ 平成23年1月以降、A1及びA3に対して行った乗務拒否(以下「本件乗務拒否」という。)
- (2) 処分行政庁は、上記申立てを受け、平成24年4月3日、上記ア、イ、ウの行為を不当労働行為と認定し、要旨下記のとおり命令を発した。

記

- ア 本件救済命令主文1項
1審原告は、従業員7名に対する本件懲戒処分を取り消し、不利益相当分の給与相当額及びこれらに対する平成22年12月25日から命令交付日まで年6分の割合による金員(原判決別紙1「救済命令支払命令目録」記載のとおり。以下「本件バックペイ1」という。)を支払うこと
- イ 本件救済命令主文2項
1審原告は、1審被告補助参加人に対し、組合活動等を理由に不利益取扱い等を行ってはならないこと
- ウ 本件救済命令主文3項
1審原告は、本件乗務拒否によってA1及びA3が被った不利益相当分の給与相当額(A1は平成23年1月15日から、A3は同年1月4日から、各々同年5月11日までの金額。)及びこれらに対する各給与支払期限から命令交付日まで年6分の割合による金員を支払うこと(以上を合わせて、「本件バックペイ2」という。)。A3については、上記とあわせ、命令交付の翌日から同人が乗務できるまでについて、同人が受け取るはずであった給与相当額(以上「本件バックペイ3」という。)を支払うこと
- エ 本件救済命令主文4項
1審原告は、本件懲戒処分、本件文書を示した行為及び本件乗務拒否が不当労働行為と認定されたことについてのポスト・ノーティス等を実施すること
- オ 本件救済命令主文5項

1 審被告補助参加人のその余の申立ての棄却

(3) 原審における訴訟経過

1 審原告は、本件救済命令の主文1項から4項までの取消しを求めて本件訴訟を提起した。これに対する原審の判断の要旨は次のとおりである。

ア 本件救済命令主文1項のうち、既に1審原告を退職した従業員5名（A1, A2, A3, A4, A5）に対する本件懲戒処分取消しを命じた部分の取消請求は、訴えの利益を欠くから不合法である（却下, 主文1項）。

在職従業員2名に対する本件懲戒処分取消しを命じた部分の取消請求は理由がない（棄却, 主文6項）。

イ 本件救済命令主文1項のうち、本件バックペイ1の元本額が別件の民事訴訟判決における請求認容額元本額を上回る従業員6名（A1, A2, A3, A4, A5, A6）に対し、本件バックペイ1を支払うよう命じる部分の取消請求は、別件の民事訴訟判決で確定した金員支払請求権と重なる部分につき、訴えの利益を欠くから不合法である（却下, 主文3項）。

また、上記を超える部分は、労働委員会に与えられた裁量権の範囲を超えるから違法であり、取り消す（認容, 主文2項）。

ウ 本件救済命令主文1項のうち、A7に対して本件バックペイ1を支払うよう命じる部分の取消請求は、別件の民事訴訟判決で確定した金員支払請求権と重なり、訴えの利益を欠くから不合法である（却下, 主文4項）。

エ 本件救済命令主文3項のうち、A1, A3に対して本件バックペイ2の支払を命ずる部分の取消請求は理由がないが（棄却, 主文6項）、A3に対して本件バックペイ3の支払を命ずる部分は、労働委員会に与えられた裁量権の範囲を超えるから違法であり、取消請求は理由がある（認容, 主文2項）。

オ 上記以外の部分の取消請求はいずれも理由がない（棄却, 主文6項）。

(4) 当事者の不服

ア 1 審原告

前記第1の1のとおり、1審原告は、本件救済命令の主文3項の取消請求を棄却した部分の取消しを求めて控訴を提起した。

前記(3)エのとおり、原判決は、A1, A3に対して本件バックペイ2の支払を命ずる部分は取消しの理由がないとして取消請求を棄却しており、この判断の当否が1審原告の控訴の対象である（原審が本件救済命令主文3項の一部を取り消したのに対し、1審原告はその全部を取り消すことを求めている。）。

イ 1 審被告

前記第1の2のとおり、1審被告は、原判決が1審原告の訴えを却下し若しくは請求を認容した部分につき、請求の棄却を求めて控訴を提

起した。

3 前提事実(当事者間に争いのない事実, 掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者等, 1 審原告の就業規則等

以下のとおり付加するほか, 原判決 3 頁 2 2 行目から 6 頁 7 行目までのとおりであるので, これを引用する(なお, 略称については, 特に明示するもののほか, 引用する原判決の例による。)

ア 4 頁 2 0 行目の末尾に「なお, A 1 の退職日は平成 2 3 年 9 月 2 9 日であり, A 3 が退職したのは, 本件事件の審理終結から本件救済命令が発令された平成 2 4 年 4 月 3 日までの間である。」を加える。

イ 6 頁 7 行目末尾を改行して「また, 1 審原告においては, 平成 2 2 年 8 月支給の給与分まで無事故手当が付加されていたが, 同年 9 月支給分の給与から付加されなくなった。」を加える。

(2) 本件懲戒処分, 本件文書を示す行為の経緯等

ア 原判決 2 4 頁 2 行目から 3 1 頁 4 行目までのとおりであるので, これを引用する。ただし, 2 4 頁 2 行目「A 8 が退職するに至る経緯(」の後に, 「甲 1,」を加え, 同 4 行目末尾を改行して, 以下のとおり加える。

「 1 審原告のタクシー業務の主なシフトは, 丸一日乗務, 翌日休みといういわゆる 1 勤 1 休であるところ, 労働者は A 班と B 班で分かれ, A 班が乗務の日は B 班が休み, A 班が休みの日は B 班が乗務という振り分けがなされている。」

イ 本件懲戒処分, 本件文書を示す行為の経緯に照らせば, 本件懲戒処分は労働組合法 7 条 1 号及び 3 号, 本件文書を示す行為は同条 3 号の各要件を満たし, 不当労働行為に該当する(本件乗務拒否の存否, その不当労働行為該当性は, 次のウのとおり, 当審における争点である。)

ウ A 1 は平成 2 3 年 1 月 1 5 日以降, A 3 は同月 4 日以降, 各々 1 審原告を退職するまでの間, 1 審原告においてタクシー乗務に就いていない。ただし, A 1 及び A 3 がタクシー乗務に就いていないことが 1 審原告の乗務拒否によるものか否か等については, 争いがある。

(3) 本件救済命令が発せられた経緯

以下のとおり付加するほか, 原判決 6 頁 8 行目から 9 頁 2 0 行目までのとおりであるから, これを引用する。

8 頁 2 6 行目「支払うこと」の後に「(本件救済命令主文 1 項)」を, 9 頁 4 行目「行ってはならないこと」の後に「(本件救済命令主文 2 項)」を, 同 1 2 行目「支払うこと」の後に「(本件救済命令主文 3 項)」を, 同 1 5 行目「発する」の後に「(本件救済命令主文 4 項)」を, それぞれ加える。

(4) 別件の民事訴訟

ア A 1 らは, 1 審原告に対し, 平成 2 3 年, 本件懲戒処分がなければ得ら

れたはずの給与相当額、慰謝料及び各遅延損害金の支払を求めるとともに、A 6 及び A 7 が、1 審原告に対し、本件懲戒処分が無効であることの確認を求める訴訟を広島地方裁判所に提起した。

同訴訟については、平成 24 年 8 月 2 日に第 1 審判決が言い渡され、平成 25 年 3 月 26 日に控訴審判決が言い渡され、同判決は確定した（以下「別件民事確定判決」という。）。別件民事確定判決は、本件懲戒処分が無効であると判示した上で、給与請求権に基づく A 1 らの給与相当額の請求を一部認容し、A 6 及び A 7 の本件懲戒処分無効確認請求を認容したが、不法行為による A 1 らの慰謝料請求は棄却した。別件民事確定判決による A 1 らの給与相当額の請求認容額のうち、元本額は以下のとおりである。

A 1 9 万 0 3 3 8 円 A 2 5 万 3 5 7 1 円 A 3 4 万 9 4 2 2 円
A 4 8 万 1 3 9 4 円 A 5 1 万 3 2 6 2 円 A 6 1 万 0 6 9 2 円
A 7 2 万 1 2 9 8 円

イ 1 審原告は、A 1 らに対し、前項の第 1 審判決の後、平成 24 年 9 月 10 日、以下の金額を支払った。

A 1 7 万 5 6 7 2 円 A 2 5 万 3 3 7 0 円 A 3 4 万 9 8 3 7 円
A 4 7 万 1 2 4 6 円 A 5 8 8 1 1 円 A 6 6 4 3 0 円
A 7 1 万 7 4 3 3 円

1 審原告は、A 1 らに対し、平成 25 年 3 月 29 日、さらに以下の金額を支払い、もって遅延損害金を含めた別件民事確定判決の認容額全額を弁済した。

A 1 2 万 4 6 8 6 円 A 2 5 8 8 4 円 A 3 4 8 0 8 円
A 4 1 万 9 1 0 5 円 A 5 6 0 0 1 円 A 6 5 5 3 4 円
A 7 6 2 4 7 円

第 3 争点及び争点に対する当事者の主張

1 争点 1

本件救済命令主文 1 項のうち、既に 1 審原告を退職した組合員 5 名（A 1、A 2、A 3、A 4、A 5）に対する本件懲戒処分の取消しを命じる部分について、取消しを求める訴えの利益の有無

（1 審被告）

救済命令は不当労働行為救済制度の 1 つであるところ、同制度では、組合員の個人的被害救済と並び組合活動一般に対する侵害の救済も考慮されるべきである。これによれば、既に 1 審原告を退職した組合員についても本件懲戒処分の取消しを命じる本件救済命令主文 1 項の取消しを求める利益はあるから、1 審原告の請求は棄却されるべきである。

（1 審原告）

1 審被告の主張を争う。

2 争点 2

本件救済命令主文 1 項のうち本件バックペイ 1 の支払を命じる部分につ

いて、本件バックペイ1の金額と別件民事確定判決で確定した金員支払請求権で定まる金額が重複する範囲において、取消しを求める訴えの利益の有無(1審被告)

本件バックペイ1は救済命令が課す公法上の義務であり、民事判決が命じる私法上の義務は全く別の義務である。それゆえ、後者の私法上の義務が確定して任意に履行されたとしても、公法上の義務であるバックペイの支払を命じる部分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

(1審原告)

1審被告の主張を争う。

3 争点3

平成23年1月15日以降のA1に対する乗務拒否の不当労働行為該当性

(1審被告)

以下のとおり、1審原告が、平成23年1月15日以降、正当な理由なくA1の乗務を拒否したといえ、労働組合法7条1号及び3号の不当労働行為に当たる。

(1) A1が同日に出勤したにもかかわらず乗務できなかったのは、B1社長がA1に対して、制帽を着用しなかったことについての始末書を提出するよう求めた際に、併せて、始末書提出の1か月後に辞めてもらうと告げたため、A1が始末書の提出を拒否したことが原因であり、1審原告の乗務拒否に正当な理由はない。

A1は、同月21日出勤した際、始末書を提出したものの、やはり乗務できなかった。

(2) A1が同月17日出勤したにもかかわらず乗務できなかったのは、B1社長が損害保険免責額の自己負担額引上げについての同意を乗務の交換条件としたからであり、1審原告の乗務拒否に正当な理由はない。

(3) このほかにA1は、同月19日及び27日の各日にも出勤したにもかかわらず乗務できなかった。

(4) 1審原告は、A1に対し、同年2月17日以降出勤要請文書を送付しているが、出勤しなくなってから1か月以上を経過した後になって郵送で行われたのみであることに照らすと、1審原告がA1に対して真摯に出勤を求めていたとは考え難い。

(1審原告)

以下のとおり、1審原告が、平成23年1月15日以降、A1の乗務を不当に拒否したことはない。

(1) A1は、同日、制帽を着用しなかったことについて始末書を作成しなかった。1審原告は、A1が今後も制帽を着用する意思がないものと理解して乗務を拒否したのであり、正当な行為である。

(2) A1が同月17日に乗務しなかったのは、B1社長がA1に対して損害保険免責額の自己負担額変更の経緯を説明したところ、A1が乗務を拒否

して自己の意思で帰宅したものである。

- (3) A 1 が同月 19 日に乗務できなかったのは、A 1 が本来の出勤時間に出勤しなかったからである。A 1 は、同日、団交に参加しただけである。

同月 21 日及び 27 日についても、A 1 は、B 1 社長と口論の上、自らの意思で帰宅したものであって、1 審原告が乗務拒否したのではない。

- (4) 1 審原告は、A 1 に対し、同年 2 月 17 日、同年 3 月 24 日及び 5 月 2 日の 3 回にわたり、出勤要請文書を送付した。その後、A 1 は出勤せず、また同文書に対し何らの回答もしなかった。

同年 2 月 17 日までに 1 審原告による乗務拒否があったとしても、上記文書を送付した時点で、乗務拒否が解消されたといえる。

4 争点 4

平成 23 年 1 月 4 日以降の A 3 に対する乗務拒否の不当労働行為該当性
(1 審被告及び 1 審被告補助参加人)

以下のとおり、1 審原告は、平成 23 年 1 月 4 日以降、正当な理由なく A 3 の乗務を拒否した。これは労働組合法 7 条 1 号及び 3 号の不当労働行為に当たる。

- (1) B 1 社長は、同日、出勤してきた A 3 に対して、貸金の返済を求め、返済すれば乗務させるとして、結局 A 3 を乗務させなかった。A 3 は、同月 7 日に 1 万円を返済して乗務しようとしたが、乗務できず、同月 8 日にも電話で乗務を求めたが、拒否された。
- (2) 1 審原告は、A 3 に対し、同年 2 月 17 日送付した出勤要請文書において、乗務させることはできないと明記して、乗務を拒否した。

(1 審原告)

以下のとおり、1 審原告が、平成 23 年 1 月 4 日以降、A 3 の乗務を不当に拒否したことはない。

- (1) A 3 は、同日、釣り銭の用意をせず、制服を自宅に置いて私服で出勤したのであり、就労の意思はなかった。
- (2) 1 審原告は、A 3 に対しても、A 1 に対するのと同様に、3 回にわたり、出勤要請文書を送付したが、A 3 も出勤せず、また何らの回答もしなかったから、同年 2 月 17 日までに 1 審原告による乗務拒否があったとしても、乗務拒否が解消されたといえる。

1 審原告が A 3 に対して同年 2 月 17 日送付した文書において、乗務させることはできないと記載したのは、A 3 による乗客への犯罪行為が発覚して配転を検討していたからである。1 審原告は、A 3 の就労を拒否したのではなく、同文書が A 3 に出勤を要請する文書であることに変わりはない。

5 争点 5

本件救済命令主文 1 項の救済方法選択に関する適法性

(1 審被告及び 1 審被告補助参加人)

A 1、A 2、A 3、A 4、A 5 及び A 6 の 6 名について、本件救済命令主文 1

項のうち本件バックペイ1を支払うよう命じる部分が別件民事確定判決で確定した金員支払請求権で定まる額を超えたとしても、以下のとおり違法ではない。

- (1) 本件救済命令においては、本件バックペイ1の試算を示しただけで具体的な金額を命令の中で示したものでない。あくまで救済命令確定後、労使双方が協議して具体的な支払額を定めることを前提として、その算出方法を示したものである。それゆえ、試算額が民事確定判決で確定した金員支払請求権で定まる額を超えたとしても、救済命令が違法となるものでない。

なお、本件バックペイ1の試算方法が相当である旨の主張は、原判決18頁14行目から20頁6行目までのとおりであるので、これを引用する。

- (2) 本件救済命令において本件バックペイ1の具体的な金額を示したことになるとしても、労働委員会には、不当労働行為の救済について広い裁量権が与えられており、裁量権の行使が是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められない限り、救済命令は違法とならない。すなわち、救済命令の違法性は、私法上の権利義務ないし適法性の有無によって判断されるものでない。

バックペイは救済命令が課す公法上の義務であり、民事判決が支払を命じる私法上の義務とは全く別の義務である。本件バックペイ1の支払を命じた金額が別件民事確定判決上の認容額を超過しても、救済命令が違法となるものでない。

- (3) 仮に本件救済命令主文1項の一部に違法があるとしても、労働委員会の裁量権の趣旨に照らせば、救済命令の一部ではなく、全部を取り消すべきである。

(1 審原告)

1 審被告の主張を争う。

救済方法としてバックペイを選択した場合、金額が私法上認められる金額に限定されるべきであり、労働委員会に同金額を超える金額の支払を命じる裁量権はない。本件バックペイ1を支払うよう命じる部分が別件民事確定判決で確定した金員支払請求権で定まる額を超えた場合、それは単なる誤謬であって、訂正されるべきである。

6 争点6

本件救済命令主文3項の救済方法選択に関する適法性

(1 審被告)

- (1) 上記3及び4で主張したとおり、1 審原告が平成23年1月15日以降A1の乗務を拒否し、同月4日以降A3の乗務を拒否したことについて正当な理由はなく、不当労働行為に当たる。また、同年2月17日以降の1 審原告による出勤要請文書送付によっても、乗務拒否は解消されない。1 審被告は、これらのことを踏まえ、労働委員会に与えられた裁量に基づいて本件救済命令主文3項を発令したものであるから、A3について命令交付の翌日から同人が乗務できるまでについて給与相当額の支払を命じる

部分も含めて、同命令は適法である。

その理由は、上記5で1審被告が主張した内容（(1)ないし(3)。ただし、本件バックペイ2,同3の試算方法が相当である旨の主張は原判決20頁8行目から21頁21行目までのとおりであるので、これを引用する。）と同様である。本件バックペイ2,同3は公法上の義務であって、民法536条2項は適用されない。

- (2) A3に対する乗務拒否に関して、1審被告が、平成23年5月12日から本件救済命令交付日までの間について給与相当額の支払を課さなかったのは、同月11日に1審原告と1審被告補助参加人の間で団体交渉が設定されたものの、1審被告補助参加人の側がこれに応じず、同日以降もA3の欠勤が続いたという事実経過を考慮したものである。

他方で、1審被告は、紛糾している労使関係も考慮して1審原告に速やかな救済命令の履行を促すために、本件救済命令交付の翌日からA3が乗務できるまでの期間にかかる給与相当額については、1審原告に支払を課すのが相当と判断して、本件救済命令主文3項を発令した。

以上のように具体的な状況を踏まえて本件救済命令主文3項を発令した1審被告の判断は、労働委員会としての裁量の範囲内にある。

(1 審原告)

1審被告の主張を争う。

- (1) 救済方法としてバックペイを選択した場合、労働委員会に私法上認められる金額を超える金額の支払を命じる裁量権がないことは、上記5で1審原告が主張したとおりである。

労働委員会に一定の裁量が存するとしても、A1及びA3については、平成23年1月に出勤しなくなってから、以下のとおり、私法上の給与相当額の請求権が全く存在しないのであって、本件救済命令主文3項との乖離は著しく、裁量権の逸脱がある。

- (2) A1及びA3は平成23年1月以降就労していないから、私法上給与相当額の請求が認められるためには、民法536条2項の要件（1審原告の帰責事由により、A1及びA3が債務を履行することができなくなったこと）を満たす必要がある。しかし、上記3及び4で1審原告が主張したとおり、1審原告がA1及びA3の乗務を不当に拒否したことはない。

仮に1審原告がA1及びA3の乗務を不当に拒否したことがあったとしても、1審原告がA1及びA3に対して出勤要請文書を送付した同年2月17日時点で、乗務拒否を解消させる措置を取ったといえる。そうすると、同文書による出勤要請が1審原告の真意によるものか否かにかかわらず、1審原告の帰責事由は消滅しており、それ以降民法536条2項は適用されず、給与請求権は発生しない。

A1及びA3は上記文書に対して何ら回答しないから、同日以後の欠勤はA1及びA3の意思によるものというべきであり、A1及びA3の債務不履行である。

(3) 雇用契約に民法536条2項を適用するに当たっては、従業員は履行の提供として出勤しなければならない。しかし、A1及びA3は出勤について、現実の提供も口頭の提供もしていない。

使用者が従業員の就労を拒否することを明確にしているときは履行の提供は不要であるが、1審原告がA1及びA3に対して、明白な就労拒否の通知を行ったことはない。

第4 当裁判所の判断

1 争点1について

本件救済命令主文1項のうち、既に1審原告を退職した組合員5名(A1, A2, A3, A4, A5)に対する本件懲戒処分 of 取消しを命じる部分について、取消しを求める訴えの利益の有無等

(1) 訴えの利益

ア 救済命令の発令後、事情変更があり、救済命令の履行が客観的にみて不可能になった場合や、救済命令の内容が他の方法によって実現され、その目的が達せられた場合、救済命令は、その基礎を失ってその拘束力を失い、その結果、原則として訴えの利益も失われることになる。

イ しかし、本件において、組合員が1審原告を退職したとしても、本件懲戒処分の取消しが客観的に不可能となるわけではない。

ウ また、組合員の退職によって、救済命令の内容が実現され目的が達せられたといえるかについて検討するに、救済命令制度は、労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止した労働組合法7条の規定の実効性を担保し、もって正常な集团的労使関係秩序の回復・確保を図ろうとするものであることからすると、組合員の退職によって、組合員個人と使用者の間の労使関係秩序については回復・確保の余地がなくなるとしても、組合と使用者の間の集团的労使関係秩序の回復・確保を図る必要が直ちになくなるものとは解されない。

本件懲戒処分内容及び本件懲戒処分に至る経緯に照らせば、1審被告補助参加人は、本件懲戒処分の組合活動一般に対する抑圧的、制約的ないし支配介入的效果を除去し、正常な集团的労使関係秩序の回復・確保を目的として本件事件を申し立て、1審被告は本件救済命令を発令したものと認められる。このことに照らすと、上記組合員5名の退職によって本件救済命令主文1項の内容が実現され目的が達せられたということはできない。

エ 以上によれば、本件懲戒処分のうち既に1審原告を退職した組合員5名(A1, A2, A3, A4, A5)を対象とする部分について、その取消しを命じる本件救済命令主文1項の取消しを求める訴えの利益は存在するというべきである。

(2) 本案についての判断

ア 以上のとおり、本件救済命令主文1項のうち、退職従業員5名に關す

る本件懲戒処分の取消しを命じる部分の取消しを求める訴えにつき、訴えの利益は肯定されるから、これら従業員の関係でも、本件懲戒処分の不当労働行為該当性を判断すべきことになる。

イ 本件の経過に照らせば、退職従業員 5 名に関して上記判断を行うにつき更に弁論をする必要はないと認められるので、この点を判断するに（民訴法 307 条ただし書）、当裁判所は、本件懲戒処分は、労働組合法 7 条 1 号、同条 3 号の不当労働行為に当たり、本件救済命令主文 1 項のうち本件懲戒処分の取消しを命じる部分は相当であると判断する。その理由は、原判決 44 頁 3 行目から 48 頁 5 行目までのとおりであるから、これを引用する。

2 争点 2 について

本件救済命令主文 1 項のうち本件バックペイ 1 の支払を命じる部分について、本件バックペイ 1 の金額と別件民事確定判決で確定した金員支払請求権で定まる金額が重複する範囲において、取消しを求める訴えの利益の有無

(1) 本件では、A 1 らと 1 審原告との間では本件懲戒処分について別件民事確定判決が出され、1 審原告は A 1 らに対して同判決に基づき給与相当額を支払っており（前提事実(4)）、これによって本件懲戒処分によって損なわれた A 1 らの個人的・財産的価値の回復は図られたといえる。このことからすると、本件救済命令主文 1 項のうち本件バックペイ 1 の支払を命じる部分については、別件民事確定判決で確定した認容額と重複する範囲において、救済命令の目的が達せられたように見えなくもない。

(2) しかし、救済命令が命じたバックペイについて使用者が任意に履行したとしても、取消しを求める訴えの利益は失われないとされていることに加え、救済命令の目的は、不当労働行為によって損なわれた労働者の個人的・財産的価値の回復を図ることだけにあるのではなく、組合を含めた正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復・確保を図ることにもあること、したがって、救済命令におけるバックペイの賦課は上記目的に基づく公法上の義務であって、民事判決が命じる私法上の義務とは異なること等とされていること等を考慮すると、確定した民事判決に基づいて私法上の義務が履行されたとしても、それによって直ちに公法上の義務を課した救済命令の目的が達せられたとはいえず、民事判決に基づく支払によってバックペイが履行されたと評価できる場合でも、取消しを求める訴えの利益は失われないと解するのが相当である。

(3) 以上によれば、本件救済命令主文 1 項のうち本件バックペイ 1 の支払を命じる部分について、別件民事確定判決で確定した認容額と重複する範囲において取消しを求める訴えの利益が失われたものとは認められず、当該部分の訴えの利益はこれを肯定すべきである。

上記にかかる本案の判断は、更に弁論をする必要がないので、後記争点 5 の箇所で行う。

3 争点 3 及び争点 4 について

平成23年1月15日以降のA1に対する乗務拒否及び同月4日以降のA3に対する乗務拒否（本件乗務拒否）の不当労働行為該当性

(1) 認定事実

ア A1が平成23年1月15日から、A3が同月4日から、各々タクシー乗務に就いていないところ、当裁判所がその経緯に関して認定する事実は、以下のとおり付加するほか、原判決31頁7行目から35頁24行目まで、及び39頁11行目から23行目までのとおりであるので、これを引用する。

(ア) 32頁4行目から5行目「しかし、」を「同日は午前10時から団交が予定されていたため、A1はB2部長に対して、午後から乗務させるよう求めたが、」に改める。

(イ) 32頁20行目「カ」の後に「1審被告補助参加人が平成23年2月7日に処分行政庁に対して不当労働行為救済の申立てをした後、」を加える。

(ウ) 33頁16行目「平成22年12月24日以降、」を「平成22年12月24日に諸費用控除後の給与金額1万7005円が支給された以降、」に改める。

(エ) 34頁15行目「などを述べた（」の後に「乙A14、」を加える。

(オ) 34頁20行目「出勤しておらず、」の後に「平成22年12月分の有給手当が平成23年2月25日に支給された以外に、」を加える。

(カ) 39頁18行目「同月28日、」の後に「A1及びA3が乗務できない状態を解消して」を加える。

(キ) 39頁20行目「その後、」の後に「1審原告は、A9を通じて、A1、A3と連絡を取り、」を加える。

(ク) 39頁23行目「交渉は行われなかった」を「交渉は行われず、A1及びA3は、その後も1審原告に出勤しなかった」に改める。

イ 前項の認定に対し、1審原告は、A1及びA3の各供述を安易に信用すべきでないと主張する。しかし、前項の認定に供したA1の供述は、A1とB1社長の平成23年1月15日の会話の録音反訳文及び同月27日の会話の録音反訳文と概ね合致するものであり、そのほかの日のやりとりについての供述も、一連の事実経過に沿う自然な内容であって、B2部長、B1社長の各供述と比べて信用できるといふべきである。また、前項の認定に供したA3の供述も、一連の事実経過に沿う自然な内容であって、B2部長、B1社長の各供述と比べて信用できるといふべきである。

(2) 判断

ア 乗務拒否の態様

上記(1)によれば、A1及びA3にはタクシー乗務を行う意思があった

にもかかわらず、1 審原告が正当な理由なく乗務拒否したために、A 1 は平成 23 年 1 月 15 日から、A 3 は同月 4 日から、各々タクシー乗務に就くことができなかつたと認められる。

これに反する 1 審原告の主張は、以下のとおり、採用できない。

- (ア) 1 審原告は、同月 15 日、A 1 が制帽を着用しなかつたことについて始末書を作成しなかつたことを乗務させなかつたことの正当な理由として主張する。しかし、1 審原告は、A 1 に対して将来の辞職に結びつける形で始末書提出を求めたのであるから、A 1 が始末書提出を拒否したとしても、乗務させなかつたことに正当な理由があるものとは認められない。
- (イ) 1 審原告は、同月 17 日、同月 21 日、同月 27 日、いずれも A 1 が自己の意思で帰宅した旨、また、同月 19 日、A 1 が本来の出勤時間に出勤しなかつた旨を主張する。しかし、上記(1)の認定事実に照らせば、いずれの日についても、A 1 が乗務する意思をもって出勤したにもかかわらず 1 審原告が正当な理由なく乗務拒否したと認められ、1 審原告の主張はいずれも採用できない。
- (ウ) 1 審原告は、A 3 が同月 4 日に釣り銭の用意をしないまま私服で出勤したものであるから、就労の意思がなかつたと主張する。しかし、A 3 が同日に出勤したこと自体、就労の意思があつたことを強く推認させる。また、上記(1)の認定事実に照らせば、A 3 が乗務できなかった理由は B 1 社長への返済ができなかつたことにあると認められ、釣り銭や私服の問題が理由で乗務できなかったとは認めるに足りないから、1 審原告の主張は採用できない。

イ 本件乗務拒否の不当労働行為該当性

1 審原告では乗務員の給与が歩合給とされているから、A 1 及び A 3 に対する本件乗務拒否は労働組合法 7 条 1 号の「不利益な取扱い」に該当する。

また、A 1 及び A 3 は 1 審被告補助参加人の組合員であり、A 1 は本件分会で副分会長を務めていた者である（前提事実(1)）ところ、上記(1)のとおり、B 1 社長が、同月 7 日、A 3 に対し、本件分会を抜けなければ、1 審原告を辞めてもらう、本件分会がいずれ潰れてしまう、A 1 が仕事もしていないから、半年も持ちこたえられないなどと述べていること、A 1 及び A 3 の乗務員証を金庫に保管することにより、A 1 及び A 3 が乗務員証を持ち出せないようにしていたこと、本件乗務拒否に先立ち、1 審原告による不当労働行為として、本件懲戒処分及び本件文書を示す行為がなされており、1 審原告と 1 審被告補助参加人の労使紛争が激しくなる中で、本件乗務拒否がなされたといえることなどに照らせば、1 審原告の本件乗務拒否は、A 1 及び A 3 が本件分会の組合員であることを理由として不利益を被らせ、ひいては本件分会から脱退させようとする意思に基づいて行われたものと推認することができ

る。また、同時に、1審原告は、A 1 及び A 3 各個人に対し不利益を被らせるだけでなく、本件分会の組合活動自体を萎縮させる効果をも狙ったとも推認される。かかる意思は、同条 1 号及び 3 号の不当労働行為意思に当たる。

以上によれば、本件乗務拒否は、同条 1 号及び 3 号の各不当労働行為に該当する。

ウ 出頭要請文書の送付によって本件乗務拒否による不当労働行為が解消されるか

(ア) 1 審原告は、A 1 や A 3 に対する乗務拒否が認められるとしても、同乗務拒否は、1 審原告が両名に対して同年 2 月 1 7 日以降 3 回にわたって出勤要請文書を送付したことにより解消されたと主張する。

しかし、1 審被告補助参加人は同月 7 日に本件事件の救済命令申立てをしており、同手続において、本件乗務拒否についても 1 審被告補助参加人に対する不当労働行為と主張していたことが認められる。このように、本件乗務拒否を巡る紛争が 1 審被告補助参加人により行政の救済手続に持ち込まれていたことに照らせば、1 審原告が A 1 及び A 3 に対する乗務拒否を解消しようとするのであれば、1 審被告補助参加人に対してその旨の連絡を行うべきであり、また、1 審原告もそのことは認識していたと推認される。同年 3 月 3 日に A 3、B 2 部長ほか、1 審被告補助参加人代表者の A 9 の同席の下で、A 3 の職場復帰についての団体交渉が行われたこと、1 審被告の勧告を受けて同年 5 月 1 1 日の団交の予定を立てるに当たって、やはり A 9 を通じて、1 審原告と A 1 及び A 3 が連絡を取り合っていることはその表れと評価できる。これらの事実を照らすと、A 1 及び A 3 各個人に対する出勤要請文書が送付されたからといって、そのことのみで A 1 及び A 3 に対する乗務拒否が解消されたと認めることはできず、他に乗務拒否が解消されたことを認めるに足りる証拠はない。

(イ) 1 審原告は、A 3 については配転を検討していたから、乗務させないとしていたとしても、就労を拒否したことにならないと主張する。

しかし、乙 A 3 2 によれば、平成 2 3 年 3 月 3 日の交渉の場で、B 2 部長が A 3 のタクシー乗務以外の業務について、事務仕事はない、雑用しかない旨を発言していること、同交渉の場で A 3 がタクシー乗務以外の業務に従事することについて同意しなかったことを認めることができる。そうだとすれば、1 審原告が A 3 についてタクシー乗務を拒否していたことは、就労を拒否していたことにほかならないというべきであり、1 審原告の主張は採用できない。

(ウ) 以上によれば、1 審原告による A 1 及び A 3 に対する乗務拒否が解消されたと認められない。

4 争点 5 について

本件救済命令主文 1 項の救済方法選択に関する適法性

(1) 争点の検討の前提として、まず、A 1、A 2、A 3、A 4、A 5 及び A 6 の 6 名について、本件救済命令主文 1 項のうち本件バックペイ 1 を支払うよう命じる部分が別件民事確定判決で確定した金員支払請求権で定まる額を超えたといえるかどうかを検討する。

ア 別件民事確定判決によって認定された本件懲戒処分による損害元本額は、原判決別紙 3 「本件確定判決による計算額」欄記載のとおりである。その計算根拠は原判決 3 6 頁 2 1 行目から 3 7 頁 2 3 行目までに記載のとおりであるので、これを引用する。

イ 他方、本件救済命令主文 1 項が支払を命じた本件バックペイ 1 は、原判決別紙 1 「救済命令支払命令目録」記載のとおりである。

そして、前提事実(2)に加え丙 1 2 によれば、以下のとおり認めることができる。

(ア) 平成 2 2 年 8 月から同年 1 0 月までの合計給与額

別表 1 の「8 月」の「給与合計」欄、「9 月」及び「1 0 月」の各「本給」欄（「給与合計」欄から、実際に支給されていない無事故手当を控除したもの）の金額を合計した金額

(イ) 乗務日数

別表 1 の「8 月」、「9 月」及び「1 0 月」の各「総出勤日数」欄の日数を各人毎に合計した日数

(ウ) 乗務停止分の処分日数（前提事実(2)）

原判決別紙 3 「本件懲戒処分により命じられた乗務停止日数」欄の日数

(エ) 無線配車停止分の処分日数（前提事実(2)）

原判決別紙 3 「本件懲戒処分により命じられた無線配車停止日数」欄の日数

以上(ア)ないし(エ)に基づいて原判決別紙 1 「救済命令支払命令目録」記載のとおり計算して算出された本件バックペイ 1 の元本額は、原判決別紙 3 「本件救済命令による計算額」欄記載の金額となる。

ウ 以上によれば、A 1、A 2、A 3、A 4、A 5 及び A 6 の 6 名について、本件バックペイ 1 の元本額が別件民事確定判決で確定した金員支払請求権の元本額を超えていると認められる。

エ これに対し、1 審被告は、本件救済命令主文 1 項においては、本件バックペイ 1 の試算を示しただけで具体的な金額を命令の中で示したものでないと主張する。

確かに、本件救済命令主文 1 項においては具体的金額を示してはいないものの、理由中においては、上記イ(ア)ないし(エ)の項目の数字は全て一義的に決定される性質のものといえ、労使双方が協議の上で具体的な支払額を定めることを前提とするものとは解し難い。1 審被告の主張は、上記ウの判断を左右するものではない。

(2) 次に、本件バックペイ 1 の元本額が別件民事確定判決で確定した金員支

払請求権の元本額を超えたことにより、本件救済命令主文1項のうち本件バックペイ1を支払うよう命じる部分が違法となるかについて検討する。

ア 労働委員会の裁量について

労働組合法27条に定める労働委員会の救済命令制度は、労使関係について専門的知識経験を有する労働委員会に対し、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定し、これを命ずる権限を委ねる趣旨に出たものであり、訴訟において救済命令の内容の適法性が争われる場合においても、裁判所は、労働委員会の裁量権を尊重し、その行使が救済命令の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、当該命令を違法とすべきではない（最高裁判所昭和52年2月23日大法廷判決・民集31巻1号93頁）。

救済命令の趣旨・目的は、使用者の不当労働行為により生じた事実上の状態を是正することにより、正常な集团的労使関係の迅速な回復、確保を図ることにあると解されるから、救済命令の内容は、私法的な意味での原状回復と同義とは解されず、私法上の権利関係に従った回復措置に限定されるものではない。ただ、救済内容が、実質的に私法上の権利義務の実現と共通する面を有する場合には、その救済の結果について私法上の権利義務との調整が可能であるか、そのかい離の程度が救済命令の目的からして許容される範囲内にある必要はあるというべきであって、調整不可能な上、そのかい離の程度が著しく、救済の目的を超える内容の救済命令は、裁量権の範囲を逸脱したものと評価される。

イ 違法性判断の基準時

裁量権の逸脱の有無を判断する基準時は、本件救済命令時（平成24年4月3日）と解される。別件民事確定判決が言い渡されたのは平成25年3月26日であり、同1審判決が言い渡されたのは平成24年8月2日であるが、本件救済命令の裁量権の逸脱の有無を判断するに当たっては、別件民事確定判決及び同1審判決の内容を前提とすることはできず、本件救済命令時において明らかとなっていた事情を前提とすることになる。

ウ 本件救済命令主文1項の適法性

本件救済命令主文1項は、本件懲戒処分が不当労働行為に該当することを踏まえて、A1ら、A1らが所属する本件分会及び1審原告の3者の集团的労使関係を正常なものに回復する目的でなされたものと認められる。他方、本件バックペイ1と別件民事確定判決で確定した金員支払請求権は、いずれも1審原告の各従業員に対する金銭支払を内容とするから、救済内容が実質的に私法上の権利義務の実現と共通する面を有するといえる。そこで、本件バックペイ1と別件民事確定判決で確定した金員支払請求権のかい離の程度が救済命令の目的からして許容される範囲といえるかどうかを検討する。

本件バックペイ1の元本額と別件民事確定判決で確定した金員支払請求権の元本額が異なる理由は、①平成22年9月及び10月の無事故手当の扱い（本件バックペイ1では手当の不支給を前提としているのに対し、別件民事確定判決では手当廃止を無効として手当の支給を前提とする。）、②処分日数の計算方法（本件バックペイ1では、本件懲戒処分によって乗務ないし無線配車の停止を命じられた日数を基準とするのに対し、別件民事確定判決では、実際に乗務ないし無線配車を停止された日数を基準にする。）、③無線配車停止処分の日の損害額算出方法（本件バックペイ1では、一律平均給与額の5割を控除しているのに対し、別件民事確定判決では、無線配車停止処分の日の現実の支給給与額を控除している。）、④A2についての処分日数のうち、療養のため就労不能だった日の扱い（本件バックペイ1では特段考慮しないのに対し、別件民事確定判決では処分日数に含めない。）の4点である。上記①ないし④の点が従業員らの私法上の権利（本件懲戒処分を原因として民事上請求が認容される給与相当額）にどのような影響を及ぼすかについて、労働委員会が認識、判断することは困難であって、これらが本件救済命令時に明らかであったとはいえない。また、正常な集团的労使関係の迅速な回復、確保を図るという救済命令の目的からは、上記①ないし④の点が従業員らの私法上の権利にどのような影響を及ぼすかについて、労働委員会が時間を掛けて審理を行うことが相当であったともいえない。

以上によれば、本件救済命令時において明らかとなっていた事情に基づく限り、本件バックペイ1の元本額と別件民事確定判決で確定した金員支払請求権の元本額のかい離の程度は、救済命令の目的からして許容される範囲内にあるというべきである。すなわち、本件救済命令主文1項のうち本件バックペイ1を支払うよう命じる部分は、私法上の権利関係とのかい離の程度が著しく、救済の目的を超えて裁量権の範囲を逸脱しているとは認められないから、違法性はないというべきである。

5 争点6について

本件救済命令主文3項の救済方法選択に関する適法性

- (1) 本件乗務拒否は不当労働行為に当たるから、1審被告はその裁量において救済方法を選択することができるころ、1審原告は、1審被告が選択した本件救済命令主文3項の救済方法（本件バックペイ2,同3）の適法性を争う。

本件バックペイ2,同3が違法か否かは、本件バックペイ1について論じたのと同様、本件救済命令時において明らかとなっていた事情を前提として、救済の結果が私法上の権利と調整可能な上、そのかい離の程度が著しく、救済の目的を超えていて、裁量権の逸脱があるといえるかどうかによって判断することになる。

(2) 本件バックペイ 2 について

ア 本件バックペイ 2 は、平成 23 年 1 月以降の A 1 及び A 3 に対する本件乗務拒否が不当労働行為に該当することを踏まえ、A 1 及び A 3 を原職に復帰させることにより、本件分会及び 1 審原告の 3 者の集团的労使関係を正常なものに回復する目的で発令されたものである。

そして、本件バックペイ 2 の終期については、処分行政庁の勧告に基づいて、本件乗務拒否の状態を解消するため、1 審原告と A 1 及び A 3 の間で、同年 5 月 11 日に団交を予定したにもかかわらず、同日、1 審被告補助参加人、A 1 及び A 3 が団交に応じなかったこと（上記 3 (1)）を踏まえ、同日としたものである。

イ 他方、本件乗務拒否の経緯、内容からすれば、A 1 及び A 3 は、本件乗務拒否によって得られるはずだった給与相当額、すなわち A 1 については平成 23 年 1 月 15 日以降、A 3 については同月 4 日以降の給与相当額について、民事上の給与請求権を行使できるものと考えられる。そして、同年 2 月以降に 1 審原告が A 1 及び A 3 に対して出勤要請文書を送付したことによっても、本件乗務拒否は解消されないことからすれば、本件バックペイの終期である同年 5 月 11 日まで、給与相当額を請求できると考えられる。

そうすると、本件バックペイ 2 と上記給与請求権の間に著しいかい離があるとは認められず、救済命令の発令に裁量権の逸脱の違法があるとも認められない。

ウ これに対し、1 審原告は、A 1 及び A 3 の乗務を不当に拒否したことにより民法 536 条 2 項が適用されて、A 1 及び A 3 の給与請求権が発生するとしても、同年 2 月 17 日に出勤要請文書を送付した時点で 1 審原告の帰責事由が消滅し、以降は民法 536 条 2 項が適用されず、給与請求権が発生しない旨を主張する。

しかし、1 審原告の A 1 及び A 3 に対する乗務拒否が複数回繰り返されていること、本件乗務拒否以前にも 1 審原告の 1 審被告補助参加人に対する不当労働行為がなされていること、1 審原告が A 1 及び A 3 の乗務拒否を解消するために出勤要請文書を送付したとは認め難いことなどの事情から、同日以降も本件乗務拒否による不当労働行為は解消されるといえないことは、上記 3 (2)ウのとおりである。上記 3 (2)ウは不当労働行為該当性について判断したものであるが、同判断によれば、民法 536 条 2 項の帰責事由についても同じく同日以降に消滅したといえず、1 審原告の主張は採用できない。

エ さらに、1 審原告は、明確に A 1 及び A 3 の就労を拒否したことはないにもかかわらず、同人らは履行の提供を行っていない旨を主張する。

しかし、上記 3 (1)で認定したとおり、A 1 及び A 3 は平成 23 年 1 月に複数回 1 審原告に出勤したにもかかわらず、1 審原告がタクシー乗務を拒否したことにより、以後、A 1 及び A 3 による履行の提供が不要

となったといえることができる。そして、上記3(2)ウのとおり、1審原告が出勤要請文書を送付したことによって本件乗務拒否による不当労働行為が解消されたといえないことに照らせば、A1及びA3による履行の提供もやはり不要であることに変わりないというべきである。よって、1審原告の主張は採用できない。

(3) 本件バックペイ3について

ア バックペイは、救済命令発令後速やかに従業員を原職に復帰させることによって、正常な集団的労使関係の回復を図ることを目的とする。本件バックペイ3もA3をタクシー乗務に復帰させることを目的とするものであるから、支払期間を命令交付の翌日から同人が乗務できるまでの期間とすることは、上記救済命令の目的に沿うものである。

イ 私法上の権利とのかい離の程度を検討するに当たっては、命令交付の翌日以降においてA3の給与請求権の有無が問題となるところ、この給与請求権については、現時点においても民事訴訟手続によって権利の内容が確定しているわけでない。そうすると、命令交付の翌日以降においてA3の給与請求権は、本件救済命令において明らかになっていた事情に基づいてもかかる権利を認める余地がないと判断できる場合に限り、権利の不存在を前提として本件バックペイ3とのかい離の程度を検討できるにすぎないというべきである。

ウ A3の欠勤は1審原告による本件乗務拒否で始まっているから、命令交付の翌日以降のA3の給与請求権の有無は、同時点で1審原告による帰責事由が消滅していたか否かによって決せられる。

1審原告によるA3に対する乗務拒否が解消したと認められないことは先に判断したとおりである。本件救済命令時に明らかになっていた事情を前提とすれば、1審原告の帰責事由が消滅していたと認めるに足りる事情はなく、命令交付の翌日以降もA3の給与請求権を認める余地がないとはいえない。

平成23年5月11日に予定されていた団体交渉に、1審被告補助参加人、A1及びA3が出席せず、その後も出勤しなかったという事情はある(上記3(1)ア)ものの、このことによって直ちにA3に乗務の意思がなかったことまで推認するには足りない。また、上記団体交渉は処分行政庁の勧告に基づいて予定されたものであるから、1審原告が上記団体交渉に応じる準備をしていたとしても、そのことをもって1審原告から積極的な乗務拒否の解消のための措置が取られたとまで認めることはできない。以上によれば、平成23年5月11日に予定されていた団体交渉に応じなかったことによって、1審原告の帰責事由が消滅したとまでいえず、以後のA3の給与請求権を認める余地がないとまではいえない。

エ 以上によれば、本件バックペイ3の支払期間を命令交付の翌日から同人が乗務できるまでの期間とすることは救済命令の目的に沿うもので

あり、そして、命令交付の翌日以降もA3の給与請求権が認められる余地がないとはいえない。そうすると、本件救済命令主文3項の内容は救済の目的を超えているとは認められず、本件バックペイ3と上記給与請求権の間に著しいかい離もないから、本件救済命令主文3項の発令に裁量権の逸脱の違法があるとは認められない。

第5 結論

1 争点1の判断で示したとおり、本件懲戒処分の取消しを命じた本件救済命令主文1項の部分の取消しを求める1審原告の訴えは、退職従業員5名の関係でも訴えの利益が否定されず、いずれも棄却すべきところ、これと異なる見解の下で上記訴えの部分を却下した原判決主文1項は相当でないから、1審被告の控訴に基づいてこれを取り消し、同部分についての1審原告の請求を棄却すべきである。

争点2の判断で示したとおり、本件バックペイ1の支払を命じた本件救済命令主文1項の部分の取消しを求める1審原告の訴えは、別件の民事訴訟において確定した従業員7名の1審原告に対する給与の支払請求権と重複する範囲においても訴えの利益は否定されないというべきところ、これと異なる見解の下で上記範囲の取消請求につき訴えの利益を否定し、上記訴えの部分を却下した原判決主文3項及び4項は相当でないから、1審被告の控訴に基づいてこれを取り消すべきである。そして、争点5の判断で示したとおり、本件バックペイ1の支払を命じた本件救済命令は、前記民事訴訟において確定した給与の支払請求権を超える部分においても、重複する部分においても、労働委員会の裁量の範囲内にあり違法とは認められないから、これと異なる見解の下で上記超える部分がある従業員6名に対して同部分の支払を命ずる本件救済命令主文1項の部分を取り消した原判決主文2項も相当でなく、1審被告の控訴に基づいてこれを取り消し、原判決主文2項ないし4項にかかる1審原告の請求を棄却すべきである。

争点3及び4の判断で示したとおり、A1及びA3に対する乗務拒否は1審原告の不当労働行為に当たるといふべきであり、これについての本件救済命令主文3項の救済が労働委員会の裁量の範囲を逸脱するものでないことは争点6の判断で示したとおりであるから、これと異なる見解の下でA3にかかるバックペイのうち本件バックペイ3の部分について支払を命じた本件救済命令主文3項の部分を取り消した原判決主文5項も相当でないから、1審被告の控訴に基づいてこれを取り消し、同部分にかかる1審原告の請求を棄却すべきである。

以上によれば、原判決中1審原告の請求を棄却した部分(主文6項)には、不相当な箇所はない。

2 よって、1審被告の控訴に基づいて原判決主文1項ないし5項を取り消し、上記取消しにかかる1審原告の請求を棄却し、1審原告の控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

別紙 1 省略